

# 近代学校教育史の所産としての 「子どもの時間」に関する一考察

有馬 知江美<sup>1</sup>

## 1. はじめに

「子どもの時間」を多角的に論究する筆者の一連の研究では、就学前の子どもたちが過ごす時間として「子どもの時間」を捉え、人間形成において不可欠かつ自律的な時間であるという観点からその意義を考察してきた。大人が過ごす「大人の時間」とは異なる独特の時間の流れを示す「子どもの時間」は、永遠性、反復性、非連続性という特性を内在させているが、そうした時間が人間形成の黎明期に保障されることによって、人は世界に対する自由なまなざしを得ることをすでに拙稿で論じている<sup>1</sup>。

さて、「子どもの時間」は就学を境に、一回性、不可逆性、連続性という特性を持つ合理的かつ効率的な「大人の時間」に漸次移行する。子どもたちは、小学校教育を通して「子どもの時間」とは根本的に異なる「大人の時間」を自らに身体化させていく。こうした両者の非連続的な相違は、就学前の子どもたちの生活が、永遠性、反復性、非連続性を内在させている遊戯に全面的に基づいたものであるのに対し、就学後の生活が遊戯を副次的なものとして位置づけていることに起因する。つまり、遊戯がその生活の中心に位置づけられるか否かが、そこに流れる時間の相違をもたらすといつてよ

---

<sup>1</sup>白鷗大学教育学部  
e-mail : arima@fc.hakuoh.ac.jp

いであろう。したがって、就学後の子どもたちは、一定の時間内で実施することを求められる諸活動を重ねることによって、学校生活に流れる「学校の時間」に依拠することになるのである。

ところで、教育の歴史を遡及してみると、多数の子どもたちを一斉教授するという役割を学校教育が担い始めることにより、教育の均質性や時間厳守に関する道徳的陶冶の必要性から、学校が客観的時間に依拠するようになったとすることができるであろう。すなわち、近代学校制度の所産として「学校の時間」が発生したのである。なお、それは我が国も例外ではなかったのであるが、登校時刻や通学期間等の時間をめぐる自由度が比較的高かった学制以前の寺子屋での教育に比して、学制以降の子どもたちの学びの空間は、客観的時間に基づいた「学校の時間」という新たな時間を内在させることを余儀なくされたのである。

その背景には、近代社会を推進するための空間として近代学校が捉えられていた側面を見出すことができる。社会の近代化に拍車をかけるための方策として、合理性や効率性に基づく「大人の時間」を人々に身体化するには、子どもの無垢を所以としてその浸透性と定着性の容易さから学校教育が適切であるとの考え方があったに相違ない。つまり、「大人の時間」の擬似的時間としての「学校の時間」をいかに迅速に当時の子どもたちに提供するかが近代学校の緊急課題であったと考えることができるであろう。

翻って現代社会の我が国の子どもたちの問題として、乳幼児期に過ごした「子どもの時間」が「学校の時間」に移行する際の困難が指摘されている。子どもたちは就学時の学校段階の移行に伴い新たな時間の流れを身体化することを求められるのであるが、「小1プロブレム」等の問題にも現れているようにそれは決して容易ではないことが明らかとなっている。ここで、「子どもの時間」を経た後に過ごす時間として、子どもたちにある種の葛藤をもたらす「学校の時間」の身体化とはいかなるものなのであろうかという問いが生起するのである。

以上のように、「学校の時間」をめぐる我が国の学校教育の歴史を遡及し

てみると、近代学校が「学校の時間」を子どもたちに急速に身体化させようとした状況を見ることができる。子どもたちへの「学校の時間」の身体化に関するこうした史的考察は、現代社会の子どもたちが困難を示す「子どもの時間」から「学校の時間」への移行の状況と重ね合わせて捉えなければならない面があると思われる。それ故に、本稿では、我が国の近代学校が「学校の時間」をどのように子どもたちに身体化させようとしたのかの史的考察を試み、さらにそれを踏まえた上で、「学校の時間」との関連性において、「子どもの時間」がいかに生じたのかについての考察をなすこととする。

## 2. 近代化の所産としての「学校の時間」

我が国の近代学校制度が誕生した学制発布の翌年である明治6年に、我が国ではグレゴリオ暦を採用し24時間制となった。それまでの日本人には未知であった「秒」という単位を含め、近代社会を象徴する時間概念の獲得は、近代社会がめざそうとした合理化や効率化を図るために不可欠な要素であった。平子友長は、この明治の改暦について、明治政府が突然、従来の暦（天保暦）の使用を禁止し、「東アジア的暦からヨーロッパ的暦」への転換を詔勅の布告としてなしたと述べている。また、「この出来事は、明治政府が、なお伝統的な民俗的生活世界の中で生きていた民衆に配慮することなく、いかに早急に西洋化を強行したのかを示している」<sup>2</sup>と、当時の政府によるこの問題への性急な対応の様態を指摘している。こうした時間をめぐる史的転換は、それまでの日本人の生活世界には見られなかった近代的な時間を日常生活に急激に浸透させることを近代社会の責務と自覚させたのである。

なお、その遂行のためには、特に初等教育機関の教育力が不可欠なものとなされたが、それは、前時代の学校文化をそのまま継承したり、多少の修正をしたりすることでは到底実現しえない難しさを内在させていた。たとえば、近代学校以前の初等教育機関ということができる江戸期の寺子屋で

は、起業時間は「何時ヨリ等ノ定メナシ」<sup>3</sup>という状況であり、同一空間に一律に成員が集合することを不可欠とした習慣は前時代の学校文化に見られなかったということが一例である。換言すれば、今日の学校教育が教育活動全体を通して子どもたちに育成しようとする「時間を守ること」や「生活習慣の大切さを知る」という道徳性は、かつての子どもたちへの陶冶内容として自覚されにくいものであったということが考えられるのである。したがって、明治期以降の学校教育は時間をめぐり完全なる質的転換を経て、子どもたちに時間概念を形成することを余儀なくされたといっても過言ではない。

子どもたちの時間への関係性を転換させなければならない状況は、同時に当時の大人たちに対しても求められるものであった。たとえば江戸期の寺子たちは概して6時間程度を寺子屋で過ごすのが通例であったが、滞在時間も師匠の事情に依拠していたとされ<sup>4</sup>、大人が時間厳守の姿勢や習慣形成の価値を子どもたちの前で積極的かつ模範的に示していたわけではなかったようである。さらに、師弟共々時間管理の発想が見られない状況を、子どもたちの保護者もきわめて無批判に受容していたであろうことは、明治期以降にお雇い教師として来日した欧米人が当時の日本人全般の時間に対するルーズさ<sup>5</sup>を日本批判としてなす論調の中に見出すことができるように想像に難くない。それ故に、明治期以降の時間概念の形成は教師や保護者の教育力に期待できるものではなく、むしろ、大人に対する子どもからの教育力が期待されていたとさえ言うてよいであろう。

さらに、その後大正期には、遅々として進まなかった近代的な時間概念の形成をめぐり、学校教育のみならず社会教育の力にも依拠することとなったという状況を看過することはできない。それまで人々が過ごしていた時間は、後述する社会教育の様々な力を借りることによって「大人の時間」に漸次転換されるようになったのである。こうして、当時の文部省が学校教育のみならず社会教育にもそれを委ねるほど、人々にすでに身体化されていた旧来の時間感覚を新しいそれに転換させることは容易ではなかった

ことが知られるのである。

さて、以上のことから、我が国の近世社会においては、大人と子どもはきわめて近似した時間の流れを共有していたということがいえそうである。すなわち、大人も子どもも含めた人々の「生活の時間」が、生活世界の全体に流れていたといっても過言ではないであろう。しかしながら、それは前近代的であるとの判断から、明治期以降、西欧文明に流れる時間への転換を迫られたのである。換言すれば、近代社会の発生が客観的時間に依拠する「大人の時間」を生み出し、さらにそれは近代学校教育を中心として「学校の時間」を通して子どもたちに身体化されるようになったといえることができる。

それでは、近代学校を通して子どもたちはどのように「学校の時間」を身体化していったのであろうか。

### 3. 明治期以降の学校教育における「学校の時間」の身体化

一般的に、旧来見られなかった新しい概念を、学校教育を通して形成することには多くの困難が付きまとう。それが抽象的な概念であればあるほどその不可視性から尚更困難となる。特に初等教育機関に在籍する子どもたちに対して、周囲の者にも未知でありかつ抽象的な概念を効果的に形成するには相当の困難があったはずである。

「学校の時間」を身体化するにあたり、学校教育において子どもたちはどのように時間概念に出会い、その形成を促進されたのであろうか。

第一には、顕在的カリキュラムを通じた時間に関する知識教授の寄与する面が大きかったと思われる。顕在的カリキュラムの次元では、明治5年の学制以降、新たに作成された教材を通しての時間理解が挙げられる。たとえば、グレゴリオ暦が採用されたばかりの明治6年の教科書『小学読本』には「時間」という新しい言葉が出現した<sup>6</sup>。また、明治7年の掛図「単語図」にも早々と西洋の「時計」が登場している<sup>7</sup>。和時計と異なり、教師や保護者にも未知である西洋時計をめぐり、教師は「時計ハ金銀等ニテ造り

時ヲ計ルニ用キル物ナリ」<sup>8</sup>と当時の教師用指導書の解説に依拠しながら、掛図を示して知識教授をなしたのである。当時はまだ日常の生活では必要性を感じない近代的な「時間」の概念や「時刻」を知るための「時計」を子どもたちに知識教授することは、教師にとっても相当困難であったことが予想される。他方では、修身教育において時間厳守と規則正しい生活の挙行という「時刻」と「時間」をめぐる道徳的陶冶もなされることとなった。明治15年の修身書『幼学綱要』にもそれが明らかとなっている。

西本郁子は明治期以降の教科書に収録された時間をめぐる教材を分析して、「低学年の児童に対しては時間厳守を教え、学年が進むにつれて強調されるのが、規則正しい生活そして浪費の戒めである」<sup>9</sup>と述べている。つまり、子どもの発達過程に沿いながら、時刻の理解からやがて規則正しさや時間の浪費の戒めを含んだ内容に移行していくのであるが、これは学校教育が時間概念を扱う際に道徳的陶冶を付随させたことを示している。

一方、こうした「学校の時間」の身体化には、潜在的カリキュラムに依拠しなければならない面も大きかった。明治5年に文部省によって制定された「小学教則」では、一時間を単位とした「時間割」が示され、子どもたちは時間割に沿った学校生活を余儀なくされるようになったのである。寺子屋の教育では個人の進度や関心次第で柔軟に伸長した学習時間は、近代学校においては一律かつ規則的に区分されるようになったのである。学習が時間によって区切られるという新しい経験は、その時間帯における着席の義務や時間内で諸活動を遂行すべきという当為の必要性を子どもたちに自覚させたであろう。また、子どもたちが遵守すべき諸規則として明治6年に示された「小学生徒心得」においても、早起きや10分前行動の励行並びに遅刻の厳禁等のような時間感覚の転換の要請が暗に示されている。さらに、子どもたちは一日単位の行動のみならず、年間を通した行動を「学校の時間」において明確に統制されるようになる。たとえば学年の始期や長期休暇等が明確に定められることによって、年間あるいは卒業に至るまでの想定される在籍期間を通して「学校の時間」が身体化されることになっ

たのである。一例として、明治13年には寒中休暇が暑中休暇と同様に15日間と定められる<sup>10</sup>等、子どもたちは年間を通して学校生活を基盤としながら子ども時代を送ることを余儀なくされるようになったのである。こうして、時刻の認識に留まらない長期的な時間に関する感覚も子どもたちに潜在化されていったことになる。

なお、その当時の多くの人々が、未だ日没等の自然現象や空腹等の生理的現象によって諸活動の区切りを見出しながら「生活の時間」を過ごしていた状況に対し、学校教育を通して子どもたちに提示された「学校の時間」は、自らの身体の中に両義的な時間の流れを存在させるという違和感を当時の子どもたちにもたらしたに相違ない。

一方、子どもたちに対するこうした時間概念の形成を通して、その遂行者である教師も多くの影響を受けた。明治11年に堺（大阪）において教師の間で時計の購入が流行した<sup>11</sup>という史実は、彼らが時間管理の必要性の認識に至ったことを物語っている。すなわち、学校空間において教師がその職種の特殊性として時間を意識しなければならない状況が生じつつあったことを意味していよう。また、学校が時間管理を不可欠とするようになった状況を裏付けるために、たとえば明治20年に学校の時間割に適応することを目的として、農村にも時計が普及した<sup>12</sup>という史実も看過することはできない。一方では、明治38年における学生間の腕時計の大流行も<sup>13</sup>、学びの場の広範にわたり時間管理の必要性が認識されるようになったことを示している。もっとも、この時代にはまだ完全に学校教育が時間管理されていたわけではなく、教師の時間に関する倫理観も現在に及ぶほどのものではなかったことが窺える。既述のように授業の開始及び終了時刻が遵守されない事例や、教師が遅刻や授業放棄をする事例等が諸記録に散見される通りである。

ところで、形式的には学校教育が子どもたちへの近代的な時間概念の形成を促進しようとしていたものの、子どもを取り巻く大人たちの時間に関する希薄な意識が新しい概念の形成や浸透を阻んでいたことは否めない。

また、当時の就学率の低迷も同様にその一因として考えられるのである。つまり、学制発布から約30年続いた、国民皆学とは名ばかりの初等教育機関への就学率の低迷が、新しい概念の広範な浸透と定着を困難にさせたのである。近代化の象徴として成立したように見えた明治期の学校教育であったが、その内実は、近代化を促進するために不可欠である近代的な時間概念形成が遅々として進まなかったという皮肉を含んでいた。

こうして、学校教育が担いきれなかった時間概念の形成のために、特に大正期を中心として社会教育への着眼がなされた点は興味深い。大正期ともなると初等教育機関への就学率が大幅に向上していたものの、未だ不十分な時間概念の形成という状況に対応するためには、学校教育と並行して社会教育にも地域社会や家庭教育に向けた近代的な時間概念形成が委ねられるようになったのである。

具体的には、人々の「時間」や「時刻」に関する啓蒙活動の中心的な役割を担うことになった「生活改善同盟会」の活動を挙げることができる。大正9年に文部省社会局に開設された本同盟会の設立の趣旨は、当時の日本が道徳、経済、衛生等において改善を要する点が多数あるとし、旧来の生活様式を改善して合理化を図るために多数の同志を糾合して一致した行動をなすことにあった<sup>14</sup>。なお、本同盟会が大正13年に発行した『生活改善の栞』では、「一般生活振りの改善」として、「生活を規則正しくして時間の活用に力むること」という改善策が示されている。そこでは、当時の日本人の生活ぶりが不規則であり、緊張を欠いているため、活動能率が劣っているという状況が指摘されている。こうした状況の克服のために、喫緊の課題として人々の不規則な習慣を改善し、週単位、日単位の時間割を定め、「執務、労働、睡眠、運動娯楽、休養、社交、訪問、接客及び修養等」<sup>15</sup>に対する一定の時間を割り当てることと共に、時間を尊重して有効に活用することについての要請がなされている。すなわち、近代的な時間概念形成にとどまらず、時間の使い方に関する生活改善の方策が示されていることは興味深い。また、装飾としての時計ではなく、堅牢精確な時計の選択



までもが指南されているが、本来であれば個人の嗜好が優先されてよいはずの買い物への言及がなされていることも看過できない。こうして、個々人の生活の細部にまで本同盟会が関与しようという姿勢を垣間見ることができるのである。

なお、本同盟会は設立翌年の大正10年には機関誌『生活改善』を創刊する他、多様な印刷物を発行する等、言語情報伝達に努めると共に、生活改善の広範な徹底のために以下のような多角的な方策をも示していた。

その代表的なものに、大正9年5月から約2か月にわたり開催された「時の展覧会」の事業がある。またそれに関連して同年6月10日には、時間を守り、欧米並みの生活の改善と合理化を図るために「時の記念日」を制定し、時間尊重と定時の励行を推奨したのである。

こうして、学校教育との相互補完性の下で、社会教育活動においても時間をめぐる多くの啓蒙活動がなされ、近代社会の形成に寄与しようとしていたのである。

#### 4. 幼稚園教育創始期に見られる「学校の時間」

以上のように、近代学校制度の黎明期に初等教育機関が時間概念形成を担っていたため、少なくとも学校教育に関与できた子どもたちは、学校に通学することを通して「学校の時間」を徐々に身体化したといえるであろう。またその一方では、「学校の時間」の浸透が進まない状況に対して、社会教育の力が期待された事実は興味深い。すなわち、学校教育や社会教育の両者が、大人と子どもを包括的にその対象者として捉え、効果的かつ迅速に近代的な時間概念の形成をなそうとしていた当時の文部省の姿勢が随所に確認できるのである。

さて、以上のような状況において、一方で就学前の幼い子どもたちへの時間概念形成はいかなる様相を呈していたのであろうか。幼い子どもたちに対しても「学校の時間」が身体化されようとしていたのであろうか。

ここでまず、時間概念形成をめぐり今日の我が国の幼稚園教育を概観す

ると、「(8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ」が「幼稚園教育要領」の領域「環境」のうちに示され、就学後の「時刻」「時間」の学習の萌芽となりうる経験が重視されていることがわかる。一方、「小学校学習指導要領」によれば、就学後には、算数科第1学年の「B 量と測定」において、「(2) 日常生活の中で時刻を読むことができるようにする」を子どもたちは学習し、続いて第2学年で「(3) 時間について理解し、それを用いることができるようにする。ア 日、時、分について知り、それらの関係を理解する」のであるが、こうした学習につながる諸経験が予め幼稚園教育でなされていることが明らかである。また、保育においては、例えば保育室内の時計に注目させて、長針や短針の位置を示しながら活動の目安を保育者が子どもたちに示唆するということが日常的になされている。

こうして、今日の保育活動において、時間概念の形成が皆無であるというわけではないことが明らかである。しかしながら、それは「学校の時間」の身体化をめざしたものではない。あくまでも幼稚園等でなされる諸経験は遊戯を通して行われるものであり、そこから導き出される時間は「子どもの時間」であるからである。

ところで、我が国の幼稚園教育等の歴史を遡及してみると、かつての幼稚園教育に「学校の時間」が提供されていたと解釈することができる。つまり、我が国の幼稚園教育の創始期を探ると、小学校教育と同様に幼児に対しても「学校の時間」が提供されていた一時代を認めることができるのである。

明治9年設立の東京女子師範学校附属幼稚園における「保育時間表」<sup>16</sup>では、フレーベルの恩物を用いた保育内容を中心に、諸活動が一律に分割された時間割に依拠しながら保育がなされていたことが理解できる。具体的には、月曜日から土曜日の各日に4時間の保育時間が定められ、30分の室内会集の後には、30分、45分、45分の恩物を中心とした保育が日々実施され、それを経て1時間半の遊戯をもって一日の保育が終了した。また、年少クラスから年長クラスに至るまでこの時間割は同一であった。その後、

鹿児島や大阪において幼稚園教育がなされるようになった際にも、多少の相違はあれこうした時間枠の設定はそのまま継承された。少なくとも明治30年代頃までは、同様の時間割が幼稚園教育に見られるのである。

これに関して、「当時の幼稚園の主旨は、小学校とは異なる幼児独自の教育内容、方法がとられるべきであるとしている点で幼児への特別な視点が見出され、明治期に移入されたフレーベルの思想と内容への咀嚼を行おうとしている」と、名須川知子らは明治期の幼稚園の自律性を示しながらも、明治期幼稚園における「時間割の出現は、それらの内容を万遍なく、なんとか子どもたちに獲得させたいという保育者達の熱意」<sup>17</sup>によるものであると述べている。保育者の保育に対する情熱はともあれ、他の幼稚園の嚆矢であった東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間表が保姆の裁量で作成されたものではなかったことからすると、「保育者達の熱意」が時間割を出現させたとの論には異論を唱えたいのである。湯川嘉津美の研究に依拠するならば、当時の東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間表は次のような経緯で作成されたのではないかと考えられている。1865年に発行されたりナ・モルゲンシュテルンによる『フレーベルの原理による子ども時代の楽園』<sup>18</sup>にドイツの幼稚園の日課が記載されている<sup>19</sup>が、これを引用したのがアメリカ連邦局発行の1871年版『教育長官報告書』中の論説‘The Objects of the Kindergarten’<sup>20</sup>である。それを原典として記載された「幼稚園ノ説」<sup>21</sup>の影響が東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間表の作成時に及んでいたのではないかとの考察である。「幼稚園ノ説」は明治7年に『文部省雑誌』に掲載された幼稚園関係記事であるが、そこには「幼稚園の1日の保育時間は3～4時間で、9時に始まり12時ないし1時に終わる。そして一つの課業の時間には20～30分を充てる」<sup>22</sup>とドイツの幼稚園の保育時間が明記されているのである。湯川は「その影響関係については明らかではないが、東京女子師範学校附属幼稚園でもこれと近似の保育時間を採用しており、その共通点が指摘できる」<sup>23</sup>と述べている。ここから推測されるように、東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間表の作成において、欧米の幼

稚園視察や文献等の研究を経て得られた情報のうち、フレーベルを源流としたドイツの幼稚園教育で実施されていた保育時間の影響を受け、またその後の幼稚園の普及においてもそれが継承されたと考えることは自然である。

すなわち、幼稚園創始期からしばらくの間幼稚園で使用された保育時間表には、子どもと直接関係する保育者の知見が入り込む余地はなかったと思われ、保育者の保育の経験から得られた深い洞察が「学校の時間」から「子どもの時間」への転換の契機となるにはしばらく時間を要したのであった。

ところで、当時の幼稚園教育における時間概念形成をめぐる知識教授としては以下のような事例が見られる。名須川ら<sup>24</sup>の研究に依拠するならば、「唱歌遊戯の教材作品の中に『時計』がみられ」るのであるが、たとえば、明治33年の京阪神の雑誌には『『時計』が大阪市保育會によって演じられていたことが記載され、明治34年には『尋常科唱歌適用』のひとつの教材として」遊嬉「時計」が掲載されている。なお、家庭教育の領域においても、児童文化財を通して幼児に対する時間概念の陶冶がなされていたという点を看過することはできない。明治期以降、幼児や小学校低学年の子どもたちを読者層として発行された「絵雑誌」に、「時計」や「時刻に基づいた生活習慣の形成」に関する内容が散見される。これについては他所で論じるものとするが、幼児期からの時間概念の形成が意識的になされていたことは否めない。

以上のように、我が国の教育史を遡及すると、30年余のきわめて短期間とはいえ、就学前の「子どもの時間」が我が国の学校教育に不在であった一時代があったといえそうである。仮に我が国の現代の保育の場に明治期の「学校の時間」が存在しているとすれば、今日の保育は全く異なる様相を呈していたはずである。しかしながら現状の保育の場においては、概して「子どもの時間」が流れていることには相違ない。それはおそらく、明治期以降の幼稚園教育が何らかの要因により「学校の時間」を抱え込ん

でいられなくなったことを示唆している。つまり、我が国の幼稚園教育の歴史のある時点で「子どもの時間」が幼児期固有のものとして認識され、「学校の時間」を凌駕したという過程があったということである。それでは「子どもの時間」はどのような史的転換を経て幼稚園教育において獲得されたのであろうか。

## 5. 我が国の幼稚園教育史における「学校の時間」から「子どもの時間」への移行

欧米の幼稚園教育を模範として設立された我が国の幼稚園は、その後園数を増加させていく。幼稚園が設立された20年後の明治29年には223園となり、40年後の大正5年には665園と<sup>25</sup>漸増していた。これに伴い教員数も、明治29年で526名、大正5年で1870名と増加していった。教員数の増加は保育現場での多様な視点を生起させると同時に、我が国の幼稚園教育が持つべき自律的価値を明らかにし、幼稚園教育の変化を促したはずである。その一つが保育現場における時空間の解体であった。

たとえば次のような事例にそれは明らかである。明治44年7月、小学校令ならびに小学校令施行規則が改正された折、従来5時間以内であった一日の保育時数を柔軟に定めて「府県知事ノ認可」を受ければよいという変更がなされたという事例である。「保育時数ヲ制限スルハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ伸縮スルヲ得シムルノ要アリ」<sup>26</sup>との観点によるものであるが、ここには、幼稚園が漸増する中で現場と従来の諸規則の乖離が顕在化し、「幼稚園ニ関スル規定ヲ改正」して状況変化に対応しようとした当時の文部省の柔軟性を認めることができる。こうした観点により出された「小学校令並ニ小学校令施行規則中改正ノ要旨」<sup>27</sup>では、「幼稚園ニ於ケル保育事項等」と「小学校ニ於ケル教則」等の相違が認識され、両者の相違に盲目的であることは幼稚園教育の本質を見誤り、その進歩や発達を阻止してしまうことが懸念されているほど幼稚園教育の自律的価値が明らかになっている。さらに、幼稚園でなされる保育の内容は当時の保姆の「創意」<sup>28</sup>を

反映したものであるという指摘も見られるように、保育内容の構想に自由度が認められるようになり、保育時間表の解体は保姆たちの尽力によるものが大きいことが示されているのである。

なお、こうした保育時間の設定をめぐる柔軟性は、幼稚園教育における空間構成の可塑性をも内包していた。たとえば、子どもたちの空間性を自ずと規定することになる保育家具に対する考え方の変化が見られる点に注目したい。その一つの例が机に関するものである。「机は明治三十年代になると、二人用ばかりでなく、四角形や円形をした四人用や八人用など大形の机が使用されるようになった。大正時代になると組み合わせて使用できる机も現れた。例えば、扇形の机を組み合わせて円形にする、半円形と長方形の机を組み合わせて使用するなどである。また、屋外あるいはベランダで作業に使う幼児が持ち運びのできる机なども使われるようになった。」<sup>29</sup>また、椅子に関する変化も見られ、「腰掛はどう製のものが使われたり、遊戯室に備えるものは、三人用、四人用、六人用などの長腰掛が使われたりするようになった」<sup>30</sup>のである。

我が国の幼稚園教育黎明期からしばらくの間、個々人に恩物机や椅子があてがわれていたという空間構成には、当時の幼稚園教育が子どもの活動を定式化していたという側面を見ることができるが、このことは、幼児期の子どもの可塑性に富んだ諸活動に関して、本質的に盲目的であったことを示している。また、家庭教育の補完の場として捉えられていた当時の幼稚園教育をめぐり、集団保育の意義が不明瞭だったという状況も、集団形成に不可欠な空間構成への配慮を不十分なものにしていたのである。これを換言すれば、当初の幼稚園教育には、個々の子どもを時空間両面から制約することへの躊躇がなかったとさえいえるであろう。しかしながら、こうした時代が終焉を迎えることとなる契機を、明治32年に制定された「幼稚園保育及設備規程」に見出すことができるのである。

それまで保育内容として重視されていたフレーベルの恩物を、新たに示された保育の4項目の1つである「手技」に集約させたという同規程の英

断には、遊戯に関する当時の思想的転換を見ることができる。それは、「保育項目を小学校の教科のように画一的に時間を限って行うことなくこれを総合して指導する」<sup>31</sup>統合主義保育の受容にも重なるものである。こうして、漸次生起する保育思想の思想的転換を受容するだけの力を当時の幼稚園等が携えていたことが明らかであるが、これに関して文部省『幼稚園教育百年史』ではいみじくも次のように述べられている。「明治四十年前後から児童中心主義の自由保育や生活主義の統合主義保育、続いてモンテソーリ教育法が導入され、大正時代に多くの幼稚園に普及していった。このことから幼稚園の設備もこれらの教育法に適合するように整えられるようになった」<sup>32</sup>というのである。こうした新たな保育思想の導入<sup>33</sup>は、当時の保母たちによる子どもの本質を洞察するまなざしを通してさらなる「創意」<sup>34</sup>による保育を可能にし、その相乗効果から、子どもをよりよく捉えるための適切な時空間の設定を促したと考えることができるであろう<sup>35</sup>。すなわち、空間構成の可塑性は、時間の固定性をも突破することとなり、明治9年以降使用していた保育時間表を解体するという動向を惹起したのである。

こうして、個々人並びに共同性の自由な活動を促進するための力動的な時空間の構成に留意しなければならないという新たな発想に基づいて、幼稚園の時空間が次第に無境界化されることによって、個々の子どもの自由が保障されると同時に、柔軟な集団形成が促進されるようになったのである。なおそれは、永遠性、反復性、非連続性を内在させる子どもの遊戯の本質が徐々に明らかになっていったことと無縁ではない。幼い子どもたちが身体化させなければならない時間は、画一的に時間を区切る「学校の時間」ではなく、遊戯に根ざした「子どもの時間」であるという理解が子どもの遊戯に関する洞察を通して生じたといつてよいと思われる。その先駆的存在の一人が倉橋惣三（1882—1955）である。

倉橋は大正6年に東京女子高等師範学校附属幼稚園の主事となる以前から、子どもと自ら遊び込むという経験を積み重ね、幼児期の子どもたちの姿を本質的に洞察するまなざしを形成していたことは周知の通りである。

こうしたまなざしの形成の成果として、昭和9年に上梓された『幼稚園保育法真諦』において、自身の教育哲学を具現化していると言ってもよい保育時間割に関する考え方を明らかにしている。

同書において倉橋は、保育時間割と保育案には相違があることを示し、さらに、両者の相違を認めた上で、保育時間割の必要性について言及しているのである。ただし、その保育時間割は東京女子師範学校附属幼稚園の設立以来、保育案とほぼ同一視されていた保育時間割ではない。つまり、子どもの関心に関わらず保育者中心の計画として保育内容がすでに詳細に決定されたいわゆる「あてがいぶち保育案」<sup>36</sup>が埋め込まれた時間割ではないのである。彼は、保育現場に不可欠なものとして基本的な生活習慣を内在させた時間割の必要性を説くのであり、そこに教育的価値を見出していた。つまり、時間概念を教育の場に据えていたという点では旧来の近代学校の視点に近似しているともいえるのであるが、その内実は「学校の時間」の内在化ではないことを付言しておきたいのである。

なお、彼は保育時間割と保育案の相違を踏まえ、個々の子どもの「自由感」を尊重する立場から、保育を誘導し、さらに教導するための「系統的保育案」<sup>37</sup>を翌年明示した。旧来の保育時間割に対して、誘導保育案においては、保育現場の時空間が可能な限り解体されかつ無境界化されている。これに関して、倉橋は「幼稚園は不斷に生きてゐる。従つて、その保育案も、次から次へ變化し進歩する。(中略)單なる保育項目の時間的配當でもなく、況んや、項目内容の選擇と羅列に止まるものではない。それらを驅使して、幼稚園生活を活かすものでなければならぬ」<sup>38</sup>と述べている。すなわち、「附屬幼稚園に於ては、全園が必ずしも單一の保育案によつて劃一せられてゐない。園としての大體の基準の下に、各組は各自その保育計畫を立て、それがまた年々變化されてゐる。この案は、最近數ヶ年に於ける各組の實際を材料とし、取捨を加へ、配合を變え、一つの保育案として組み立てて見たのである」<sup>39</sup>と、保育案をめぐる可塑性を、保育の時空間の解体として示しているのである。すなわち、それは「子どもの時間」の発見



でもあったといっても過言ではないのである。こうした倉橋の教育哲学から導き出される「子どもの時間」に関する考察については彼の誘導保育案を照合しながら他所で論じるものとする。

## 6. 結びにかえて

人生における時間をめぐり、我が国の近代化の実現への過程において、人々の前近代的な「生活の時間」を急激にまた効果的に「大人の時間」に転換させることは近代社会の緊急課題であった。それを推進するためには、「大人の時間」の擬似的体験として子どもたちに「学校の時間」が提供される必要があったことは既に述べた通りである。また、今日では「子どもの時間」に生きる幼児期の子どもたちに対しても、当初は「学校の時間」が提供されていた史実があったことを本稿において改めて認識することができた。もっとも、戦前の我が国の幼稚園就園率をみると、5歳児就園率が明治29年で0.9%、大正5年で2.4%、昭和11年で6.6%、昭和16年で10.0%<sup>40</sup>であり、その数値には地域差があるものの戦前において就園率の低迷が続いていたことは周知の通りである。したがって、こうした就園率の低さから幼児期における「学校の時間」は一部の幼児にのみ占有されていたと解釈することができる。それ故に、当時の乳幼児の子ども文化は「学校の時間」から疎遠であるため、その時代の幼稚園教育における「学校の時間」の論議自体に意義を見いだすことができないとの判断もあるかもしれない。しかしながら、我が国の幼稚園教育創始期において、幼児に対しても「学校の時間」が提供されていたという事実を認識することは、後年、幼稚園教育が「子どもの時間」を獲得したというまた一方の事実を明らかにする上で看過できないものである。

すなわち、かつて幼稚園教育と同様に「学校の時間」がもたらされた小学校教育には、今日においても依然として「学校の時間」が流れている。それに対して、幼稚園教育等には史的変遷を経て新たな時間としての「子どもの時間」を獲得したという力動性を認めることができる。ここに、我

が国の幼稚園教育が自らの教育的価値を自覚的に問いながら今日に至っているという経緯を見ることができるのである。

また、近代社会の黎明期に浮かび上がった「学校の時間」の概念の定立  
が、やがて「子どもの時間」という概念を明らかにしたということが本稿  
において明らかとなった。これを換言するならば、「子どもの時間」とは、  
近代学校教育史の所産と言っても過言ではないことが知られたのである。  
なお、そうした史的変遷を確固たるものとした倉橋惣三の教育哲学に関す  
る論考がさらに必要であることを付言しておきたい。

## 註

- 1 有馬知江美「人間形成における子どもが過ごす時間の意義について」『関東教育学会紀要』第30号 関東教育学会 2003年。
- 2 平子友長「日本人の時間意識と近代日本の哲学者」一橋大学 HERMES-IR (<http://hdl.handle.net/10086/16357>) 2007年 6頁。
- 3 『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』大日本教育会 明治25(1892)年 39頁。終業時限は通常八ツ時（二時半頃）と「定メアルナリ」という状況であった。
- 4 同書 40頁。
- 5 角田榮によれば、江戸期の農民による諸記録には、農業活動において決して時刻が軽視されていたわけではないことが示されている。西洋人に批判された明治期以降の日本人の時間のルーズさは、西洋の時間感覚に照らした場合という解釈が成り立つ可能性がある。角田榮『時計の社会史』吉川弘文館 2014年 102頁以下。
- 6 下川耿史編『近代子ども史年表 1868-1926 明治・大正編』河出書房新社 2002年 49頁。
- 7 同書 55頁。
- 8 以下の西本郁子氏の研究を参照した。西本郁子「子供に時間厳守を教える 小学校の内と外」『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』三元社 2001年 169頁。
- 9 同書 174頁。
- 10 下川耿史編 前掲書 88頁。
- 11 同書 78頁。
- 12 同書 134頁。
- 13 同書 246頁。なお、この当時の腕時計とは、角山榮（『時間革命』新書館 1998年 150頁。）によれば、小型の懐中時計に特殊な腕巻き装具を作ってはめるようなものではなかったかと述べられている。学生間で流行したとされる腕時計も同様の様相を呈していたことが予想される。
- 14 生活改善同盟會編『生活改善の栞』生活改善同盟會 大正13(1924)年 127頁。

## 近代学校教育史の所産としての「子どもの時間」に関する一考察

- 15 同書 123頁。
- 16 明治10年7月に「幼稚園規則」が制定され、保育の科目の他、保育時間表も定められた。
- 17 名須川知子 田中亨胤「明治期の幼稚園における保育時間割の研究—京阪神地域を中心に—」『兵庫教育大学研究紀要 第23巻』2003年 55-56頁。
- 18 湯川嘉津美(湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房 2001年 134頁。)によれば原典は以下の通りである。Morgenstern, L., *Das Paradies der Kindheit, nach Friedrich Fröbels Grundsätzen*, 1865.
- 19 湯川嘉津美『日本幼稚園成立史の研究』風間書房 2001年 134-135頁。
- 20 同書 124頁。
- 21 湯川によれば、同記事の出典は以下の通りである。(「幼稚園ノ説」米国教育寮年報書抄訳『文部省雑誌』1874年第27号、12月28日)同書116頁による。
- 22 同書 133頁。
- 23 同書 133頁。
- 24 名須川知子 田中亨胤 前掲論文 55頁。
- 25 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに 1979年 822頁。
- 26 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会 1972年 341頁。
- 27 同書 340頁。
- 28 同書 341頁。
- 29 文部省 前掲書『幼稚園教育百年史』194頁。
- 30 同書 194頁。
- 31 同書 142頁。
- 32 同書 194頁。
- 33 児童中心主義は同時代の小学校教育にも多大な影響を及ぼしたが、小学校教育がその思潮の流れを私立学校の設立を通して受け止めたのに対し、幼稚園教育は公教育全体でそれを広く受容することができたといえるであろう。
- 34 文部省 前掲書『学制百年史』341頁。
- 35 我が国の幼稚園教育の変遷には、保姆による、幼児の遊びが導き出す「自由感」の発見があることを指摘しておきたい。そこには、欧米の幼児教育を無批判に受容した幼稚園教育の黎明期を生きた先達に学び、また幼い子どもたちに対する深い洞察により「創意」を積み重ね、一方では、欧米からの新たな保育思想の受容をも厭わなかった保姆たちの柔軟性に寄与するところが大きいのである。子どもの「自由感」を肯定的に捉えるには、保姆たち自らの自由がそれを後押ししたのである。
- 36 倉橋惣三『幼稚園真諦』倉橋惣三文庫① フレーベル館 2008年 75頁。同書は、昭和9年に出版された『幼稚園保育法真諦』(東洋図書)を元に、以後発行された『フレーベル新書10 幼稚園真諦』を底本としている。
- 37 東京女子高等師範学校附属幼稚園編『系統的保育案の実際』日本幼稚園協会 1935年。なお、同書は次の文献集に収録されている。『大正・昭和保育文献集 第6巻』日本図書センター 2010年。
- 38 同書 3頁。
- 39 同書 6頁。
- 40 文部省 前掲書『幼稚園教育百年史』826頁。